

厚岸町規則第32号

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び厚岸町会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び厚岸町会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則

(厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 厚岸町職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成13年厚岸町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第19条の表を次のように改める。

事由	期間	取得単位
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による交通遮断又は隔離により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認める期間	1日、1時間又は1分
2 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	上記に同じ。	1日、1時間又は1分
3 地震、水害、火災そ	上記に同じ。	1日、1時

<p>の他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>		<p>間又は1分</p>
<p>4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>上記に同じ。</p>	<p>1日、1時間又は1分</p>
<p>5 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>上記に同じ。</p>	<p>1日、1時間又は1分</p>
<p>6 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>上記に同じ。</p>	<p>1日、1時間又は1分</p>
<p>7 在勤庁の勤務又は事業の運営上の必要に基</p>	<p>上記に同じ。</p>	<p>1日、1時間又は1分</p>

<p>づく事務又は業務の全部又は一部の停止の場合（台風襲来等による事故発生の防止のための措置を含むものとする。）</p>		
<p>8 忌引の休暇</p>	<p>職員の親族（別表の死亡した親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 死亡した親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>	<p>1日、1時間又は1分</p>
<p>9 法要の休暇</p>	<p>職員が配偶者又は一親等の血族の追悼のための特別な行事（配偶者又は一親等の血族の死亡後15年以内に行われるものに限る。以下「法要」という。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日（法要のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）</p>	<p>1日、1時間又は1分</p>
<p>10 結婚の休暇</p>	<p>職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日（結婚式の日、婚姻届の日又は町長が適当と認める日をいう。）の7日前の日から当該結婚の日後1年を経過する日までの間における連続する7日の範囲内の期間</p>	<p>1日、1時間又は1分</p>
<p>11 配偶者出産の休暇</p>	<p>職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間における3日の範囲内の期間</p>	<p>1日、1時間又は15分</p>
<p>12 妊娠又は出産後通院</p>	<p>母子健康手帳の交付を受けた妊娠中及</p>	<p>1日、1時</p>

<p>の休暇</p>	<p>び分べん後1年以内の職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合  妊娠7月まで 4週間に1日  妊娠7月を過ぎてから妊娠9月まで 2週間に1日  妊娠9月を過ぎてから分べんまで 1週間に1日  分べん後1年まで 1日  ただし、いずれの区分の期間においても、医師の特別の指示があった場合は、その指示された日数とする。</p>	<p>間又は1分</p>
<p>13 妊娠障害の休暇</p>	<p>母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の職員が、妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難と認められる場合 14日以内</p>	<p>1日、1時間又は1分</p>
<p>14 産前産後の休暇</p>	<p>分べん予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間</p>	<p>1日</p>
<p>15 育児の休暇</p>	<p>生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回各45分の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回各45分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）</p>	<p>1分</p>
<p>16 子の看護のための休暇</p>	<p>小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること</p>	<p>1日、1時間又は15分</p>

	をいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間	
17 子の養育のための休暇	職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間	1日、1時間又は15分
18 生理休暇	職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合 1回につき3日以内において必要とする期間	1日、1時間又は1分
19 ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間	1日、1時間又は1分
20 ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等活動の計画を明らかにするボランティア活動計画書(別記第13号様式)の提出により、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 1の年度において5日の範囲内の期間	1日、1時間又は1分

	<p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて町長が認めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
21 夏季休暇	<p>職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の6月から11月までの期間内における連続する4日の範囲内の期間。ただし、業務の都合により連続する期間によることが困難な場合には、1日ごとに分割することができるものとする。</p>	1日
22 短期介護休暇	<p>条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行う場合で、その要介護者の氏名、職員との続柄及び職員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする要介護者の状態等申出書（別記第13号の2様式）の提出により、その勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>	1日、1時間又は15分

23 前各項のほか、任命権者が特に必要と認めた場合	当該事項につき任命権者の認める期間	—
<p>備考</p> <p>1 妊娠1月は、28日として計算する。</p> <p>2 特別休暇（8の項、10の項及び21の項の休暇を除く。）の取得期間は、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を本表の日数に含めて計算するものとする。</p> <p>3 1日を単位とする特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p>		

(厚岸町会計年度任用職員に関する規則の一部改正)

第2条 厚岸町会計年度任用職員に関する規則（令和2年厚岸町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第35条の表を次のように改める。

区分	事由	期間	取得単位
有給	1 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間	1日、1時間又は1分
	2 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務	7日の範囲内の期間	1日、1時間又は1分

しないことが相当であると認められる場合

(1) 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

(2) 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

3 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合

その都度必要と認める期間

1日、1時間又は1分

4 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出

その都度必要と認める期間

1日、1時間又は1分



<p>頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>		
<p>5 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	<p>1日、1時間又は1分</p>
<p>6 在勤庁の勤務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は業務の全部又は一部の停止の場合（台風襲来等による事故発生の防止のための措置を含むものとする。）</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	<p>1日、1時間又は1分</p>
<p>7 忌引の休暇</p>	<p>会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。）の親族（勤務時間規則別表の死亡した親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 死亡した親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>	<p>1日、1時間又は1分</p>
<p>8 結婚の休暇</p>	<p>会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員に限るものとし、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。）が</p>	<p>1日、1時間又は1分</p>

		結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日（結婚式の日、婚姻届の日又は町長が適当と認める日をいう。）の5日前の日から当該結婚の日後1年を経過する日までの間における連続する5日の範囲内の期間	
	9 夏季休暇	会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員に限るものとし、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の6月から11月までの期間内における連続する3日の範囲内の期間。ただし、業務の都合により連続する期間によることが困難な場合には、1日ごとに分割することができるものとする。	1日
無給	10 妊娠障害の休暇	母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の会計年度任用職員が、妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難と認められる場合 14日以内	1日、1時間又は1分
	11 産前産後の休暇	分べん予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあつては、14週間目）に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間	1日
	12 育児の休暇	生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回各45分の期間（男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員がこの休暇を使用しようとする日におけるこの休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日	1分

	における育児時間を請求した場合は、1日2回各45分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)	
13 子の看護のための休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間	1日、1時間又は15分
14 生理休暇	女性の会計年度任用職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合 1回につき3日以内において必要とする期間	1日、1時間又は1分
15 ドナー休暇	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間	1日、1時間又は1分
16 短期介護休暇	勤務時間条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行う場合で、その要介護者の氏名、会計年度任用職員	1日、1時間又は15分

	<p>との続柄及び会計年度任用職員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする要介護者の状態等申出書の提出により、その勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会計年度任用職員の特別休暇は、この表の区分欄に定めるところにより、有給又は無給とする。</li> <li>2 妊娠1月は、28日として計算する。</li> <li>3 特別休暇（7の項から9の項までの休暇を除く。）の取得期間は、週休日、休日及び代休日を本表の日数に含めて計算するものとする。</li> <li>4 1日を単位とする特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</li> <li>5 第33条第4項の規定は、1時間又は15分を単位として使用した13の項及び16の項の休暇を日に換算する場合について準用する。</li> </ol>		

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。